

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部健康推進課
委託業務番号	令和4年度 長健委第507号
委託業務名称	令和4年度0次健診業務委託
委託業務場所	長浜市保健センター ほか
業 務 の 概 要	長浜市及び京都大学医学研究科が共同で実施するながはま0次コホート事業に伴う令和4年度0次健診業務のうち、長浜市が費用負担する特定健康診査等の健診項目について委託するもの。
履 行 期 間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和4年6月30日
契 約 額 ( 税 込 )	1 長浜市国民健康保険特定健診の自己負担分 @1,000円 ※自己負担以外の部分は、総合集団健診委託契約に基づき請求 2 社会保険の特定健診基本項目の自己負担分 @3,000円 3 40～64歳の社会保険加入者で特定健診受診券のない者と後期高齢者で健診受診券のない者の健診基本項目部分 @4,400円
契 約 の 相 手 方	[ 所在地 又は 住所 ] 野洲市永原上町664番地 [ 商号 又は 名称 ] 一般財団法人滋賀保健研究センター
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	0次コホート事業は、本市と京都大学が共同実施者として、健康診断と研究用データの収集を同時に実施している。 本市と京都大学が同一事業者と契約することで、検査日時、会場、健診項目等の調整を綿密に行うことができ、また、データを相互に連携することで、本事業を円滑・適正に進めていくことが可能となる。 京都大学が毎年度当該事業者を契約相手方に指定業者とする理由は、コホート事業の目的として検査結果・データの経時的変化を分析することにより、測定値のブレが生じないよう毎年度分析条件を揃えておく必要性から、昨年度と同一機関による検査・測定が重要と考えているからである。 以上の理由から、京都大学が事業開始より指定している当該事業者と随意契約を行うものである。
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。